母子保健・養育医療給付事業

１．事業の概要

養育のため病院又は診療所に入院を必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、国・府・市が負担して次のとおり助成を行った。

(1)対象者

出生直後に次に掲げる①又は②の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者。

① 出生時の体重		2,000g 以下
② 次に掲げる症状を示すもの	ア 一般状態	A 運動不安・けいれん　B 運動が異常に少ないもの
	イ 体温	摂氏 34 度以下
	ウ 呼吸器・循環器系	A 強度のチアノーゼが持続　B チアノーゼ発作を繰り返す C 呼吸数が毎分 50 超で増加傾向　D 呼吸数が毎分 30 以下 E 出血傾向が強い
	エ 消化器系	A 生後 24 時間以上排便がない　B 生後 48 時間以上嘔吐が持続 C 血性吐物・血性便がある
	オ 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの （重症黄疸による交換輸血を含む）

(2)所得制限

なし。

(3)養育医療自己負担金額

保護者の所得税額・住民税額に応じて、徴収基準月額が決定される（生活保護法に基づく被保護世帯は、養育医療自己負担金額なし）。

(4)一部自己負担額

一部自己負担額は、養育医療自己負担金額から福祉医療費助成制度の公費負担分を差し引いた額。

1 指定医療機関あたり入院　500 円／日(月 2 日限度)。1 か月あたり負担限度額　2,500 円

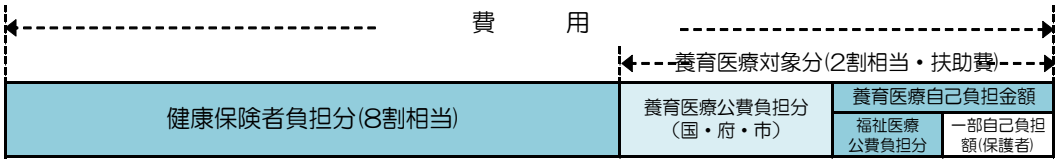

(5)国負担率

1/2

(6)府負担率

1/4

(7)市負担率

1/4

２．実績

3 月末現在

年度	扶助費		合計	対象者数（人）			0 歳以下人口（人）
				内訳			
	(円)	件数		子ども医療	ひとり親医療	生活保護	
27	1,014,845	11	5	5	0	0	617